

船橋市

地震防災戦略

(案)

平成 30 年 月



目次

1. はじめに.....	1
2. 船橋市地震防災戦略策定の背景	2
(1) 地震防災戦略の背景・目的	2
(2) これまでの市の取組みと防災戦略の位置づけ	3
3. 船橋市地震被害想定	4
4. 船橋市地震防災戦略の基本的事項	6
(1) 対象地震	6
(2) 対象期間	6
(3) 減災目標	6
(4) 施策の整理	6
(5) 対策の選定と数値目標の設定	6
(6) 定期的な戦略の見直し	6
5. 減災目標と目標の達成に向けた個別施策	8
6. 減災対策の効果の検討	37

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、東北地方から関東地方に至る広域で甚大な被害が発生しました。本市においても地震と津波の影響により重傷者 2 名を含む 32 名もの人的被害があったほか、市内の沿岸部では液状化現象や護岸の崩落、内陸部では家屋の損壊が発生しました。また、食品コンビニートを始めとする工場などが一時操業停止となったほか、船橋名産の海苔の養殖施設が壊滅的な被害を受けるなど、商工業や農業・漁業にも甚大な被害が発生しました。

東北地方太平洋沖地震以降も、平成 28 年 4 月の熊本地震や平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大規模地震は全国各地で頻発しています。

本市においても、首都直下地震や南海トラフ巨大地震に備えて、地震対策、津波対策に継続して取り組んでいるところであり、平成 28 年 2 月には市地域防災計画を修正しました。また、千葉県地震被害想定調査ならびに地震防災戦略の見直しに合わせて、本市においても最新の地震調査結果も踏まえ、平成 22 年度に実施した防災アセスメント調査の見直しを平成 29・30 年度に実施しました。この想定結果に基づき、被害をより一層軽減するための減災目標を設定し、目標達成に向けた取組みを体系化して、「船橋市地震防災戦略」を今回新たに策定しました。

この「船橋市地震防災戦略」の中で人的被害を今後 10 年間で概ね半減するなどの目標を設定しており、この目標達成のための建物の耐震化などの被害軽減施策を進めていくことを謳っています。

戦略の推進にあたっては、行政だけの取組みにとどまらず、市民、事業者の皆さんの取組みも含めた自助・共助・公助の連携が欠かせません。国や県、ライフライン・インフラ事業者などの関係機関と連携しながら取組みを進めていくとともに、市民、地域、事業者の皆さんの自助・共助の取組みを支援していきます。

大切な人を大規模地震の被害から守り、発災後の混乱を乗り越えていくために、ともに手を取り合い、事前に行えることから取り組んでいきましょう。

2. 船橋市地震防災戦略策定の背景

(1) 地震防災戦略の背景・目的

① 国の動き

国は平成 17 年 9 月、中央防災会議で決定された首都直下地震対策大綱を踏まえ、東京湾北部地震を対象とした被害想定に基づいて、『今後 10 年間で死者数を半減、経済被害を 4 割減』という減災目標を掲げた「首都直下地震の地震防災戦略」を平成 18 年 4 月に公表しました。

その後、平成 23 年 3 月に発生し、甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえて、地震モデルの検討と被害想定の見直しの結果に基づく南海トラフ巨大地震及び首都直下地震対策の検討を行い、平成 25 年 5 月に「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」、平成 25 年 12 月に「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」を取りまとめました。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震が発生した場合、その災害から国民の生命、身体及び財産を守るための防災対策の推進を図ることを目的として、平成 25 年 11 月、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改正され、また、首都直下地震対策特別措置法が制定され、平成 26 年 3 月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、平成 27 年 3 月には「首都直下地震緊急対策推進基本計画」が策定されました。前者では『今後 10 年間で死者数概ね 8 割減少、全壊棟数概ね 5 割減少』、後者では『今後 10 年間で、死者数概ね半減、全壊・焼失棟数概ね半減』という減災目標を掲げるとともに、住宅の耐震化率を平成 32 年度までに 95%（全国）を目指すなど、どちらの基本計画においても減災目標を達成するための施策についての具体目標を明示したものとなっています。

② 千葉県の動き

平成 18 年 3 月、地震防災対策特別措置法が改正されて、都道府県防災会議は、想定される地震災害を明らかにして、その地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を地域防災計画に定めるよう努めることとなりました。

千葉県では、国の防災基本計画の改定や熊本地震の教訓、及び新たな地震被害想定調査を踏まえて、平成 29 年度に地域防災計画の見直しを行いました。

また、県内における地震の被害を予測したうえで、被害を軽減するための地震防災対策を総合的かつ計画的に実施していくため、平成 26・27 年度に千葉県地震被害想定調査を実施し、平成 29 年 7 月に千葉県地震防災戦略の改訂を行いました。県の防災戦略においては、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間で「千葉県北西部直下地震」で想定される死者数及び経済被害額を概ね半減させることを目標としています。なお、県の防災戦略は、首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」として位置づけられています。

(2) これまでの市の取組みと防災戦略の位置づけ

① これまでの市の地震に関する各種防災計画等の作成の経緯

船橋市では、平成 22 年度に首都直下地震の中から、「東京湾北部地震」を対象として防災アセスメント調査を実施するとともに、市内 24 地区コミュニティごとに、各地区の地形や地質、人口等の概要、災害の危険性、防災関連の施設をまとめた地区別防災カルテを公表しました。

また、上記防災アセスメント調査の結果を踏まえて、平成 25 年 1 月に地域防災計画の抜本的な見直しを行い、平成 28 年 2 月には、災害対策基本法の改正や近年における防災対策をとりまく環境の変化、及び市の組織改正を踏まえ、地域防災計画の見直しを行いました。

② 船橋市地域防災計画と地震防災戦略の関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、事前対策から応急対策、復旧・復興対策までを総合的に定めたものであり、平成 22 年度に取りまとめた防災アセスメント調査の結果が反映されています。

地震防災戦略は、平成 29・30 年度に実施した防災アセスメント調査における被害想定に基づき設定した減災目標を達成するため、船橋市総合計画や地域防災計画などに位置づけられている各種減災・防災施策を体系化し、具体的対策を取りまとめたアクションプランです。

3. 船橋市地震被害想定

本市では、平成 29・30 年度に防災アセスメント調査の見直しを行い、千葉県地震被害想定調査と同じ「千葉県北西部直下地震」を対象とし、新たな地震被害を予測しました。

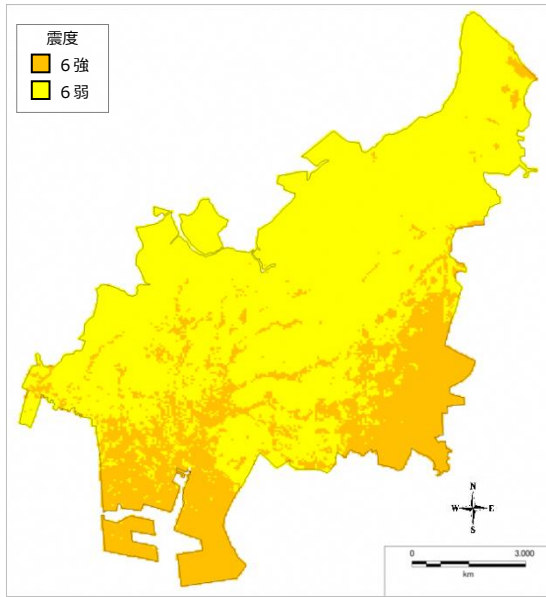
千葉県北西部直下地震による地震被害想定結果の概要は以下のとおりです。

(－：わずか)

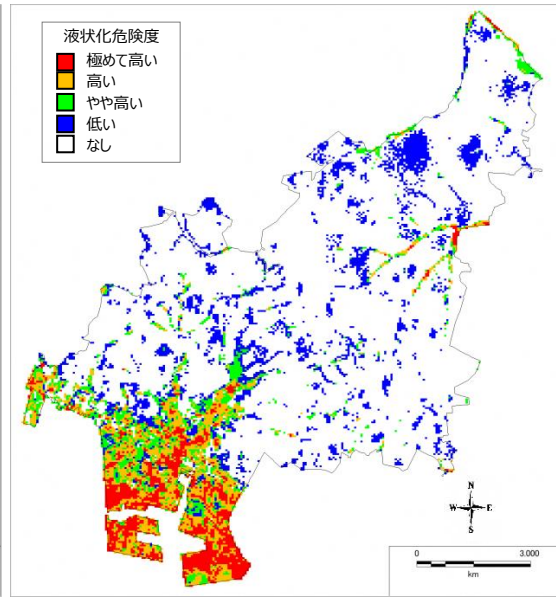
想定地震	千葉県北西部直下地震	規模	マグニチュード 7.3	
		タイプ	プレート内部	
		震源の深さ（破壊開始点の深さ）	約 50km	
物的被害	建物被害 (冬 18 時、風速 8m/s)	全壊・焼失棟数	17,310 棟	
		半壊棟数	20,770 棟	
	交通施設	道路施設	緊急輸送道路（橋梁）	0 箇所（大規模損傷）
			緊急輸送道路（平面道路）	4 箇所
		鉄道施設	不通区間（区間）	14 区間
	ライフライン施設 (直後)	港湾施設	被害バース数（バース）	41 バース
		電力	停電率（％）	89％
		上水道	断水率（％）	65％
		下水道	機能支障率（％）	3％
		都市ガス	供給停止率（％）	100％
人的被害	死傷者数 (冬 18 時)	死者数	揺れ（建物倒壊）	550 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	240 人
			ブロック塀等の転倒ほか	－人
			小計	790 人
		重傷者	揺れ（建物倒壊）	720 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	120 人
			ブロック塀等の転倒ほか	5 人
			小計	850 人
		軽傷者	揺れ（建物倒壊）	3,230 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	320 人
			ブロック塀等の転倒ほか	20 人
	小計		3,570 人	
	死傷者数合計			5,210 人
	避難者数 (冬 18 時)	1 日後		91,770 人
		3 日後		175,910 人
		1 週間後		157,340 人
		2 週間後		187,600 人
1 ヶ月後			130,860 人	
帰宅困難者数 (昼 12 時)	主要駅周辺で帰宅困難となる人		36,400 人	
	主要駅から外出して帰宅困難となる人		40,600 人	
	合計		77,000 人	
自力脱出困難者数（冬 5 時）			4,910 人	
その他	エレベーター停止台数		約 460 台	
	震災廃棄物発生量		約 3,130,000 トン	
	文化財（揺れや火災の影響を受ける恐れのある建造物）		6 棟	
	直接経済被害額		22,340 億円	

※四捨五入により、小計や合計は合わない場合があります。

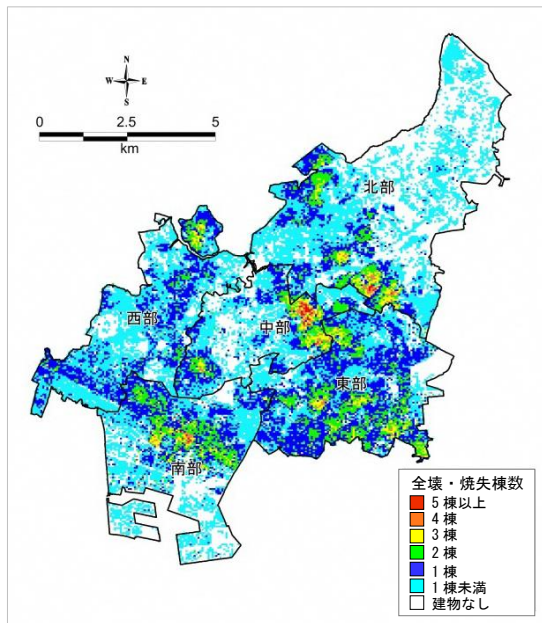
震度分布図



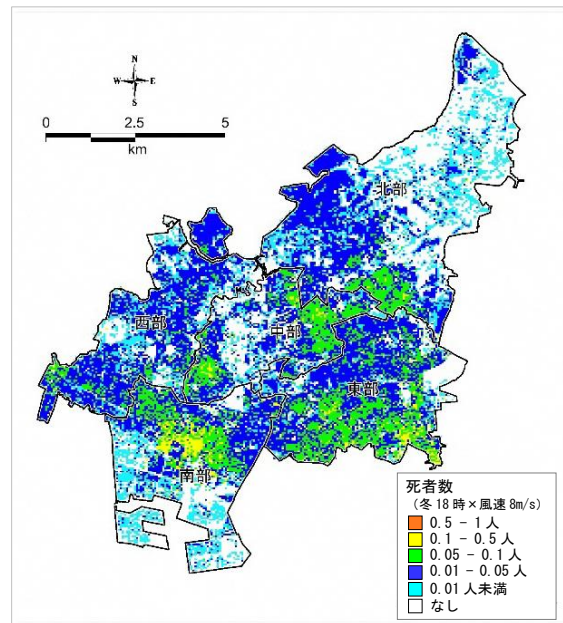
液状化危険度分布図



建物被害分布図（冬 18 時、風速 8m/s）



死者数分布図（冬 18 時、風速 8m/s）



4. 船橋市地震防災戦略の基本的事項

本市の防災戦略の作成にあたって、対象地震や対象期間、減災目標といった基本的事項の整理を行います。

(1) 対象地震

千葉県北西部直下地震

(2) 対象期間

平成 30 年度～平成 39 年度（10 年間）

(3) 減災目標

死者数及び直接経済被害額を概ね半減させる

- 住宅等の耐震化率 89%を 95%に向上
- 家具の転倒防止対策や各種落下物対策の推進
- 消防・防災訓練参加率向上による初期消火率の向上
- スタンドパイプの貸与の実施
- 感震ブレーカーの設置促進

(冬 18 時)	現況	目標
死者数	790 人	310 人
直接経済被害額	22,340 億円	12,930 億円

(4) 施策の整理

減災目標を達成するための減災施策について、県防災戦略と同じく 3 つの基本目標（Ⅰ 予防対策による減災、Ⅱ 応急対策による減災、Ⅲ 復旧・復興対策による減災）を設定し、18 の施策分野、38 の対策項目に体系化しました（次ページ参照）。

(5) 対策の選定と数値目標の設定

各課が取り組んでいるあるいは今後も継続して取り組む予定のある地震防災に係るハード・ソフト対策を選定しています。対策の着実な進捗を図るため、可能な限り各対策の数値目標を定めることを目指しますが、現在数値目標が設定されていない対策については本戦略の実施期間中であっても目標設定の検討を行うとともに、数値目標の設定や減災効果の算定が困難な対策であっても、一定の効果が見込める対策については、目標を設定して推進を図ることとします。

(6) 定期的な戦略の見直し

船橋市総合計画との整合性を図るとともに、各対策の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを実施します。また、適宜評価を行い、年度ごとの目標の達成度を確認し、目標の修正や新たな数値目標の設定、対策の追加など、修正を行います。

船橋市地震防災戦略の施策体系

基本目標 (大柱)	施策分野 (中柱)	対策項目 (小柱)	
I 予防対策 による減災	1 建築物等の安全確保対策	① 住宅等の耐震化の促進	
		② 公共建築物の耐震化の推進	
		③ 建物の防火・不燃化対策の促進	
		④ 屋内収容物等の耐震対策の促進	
	2 計画的な土地利用と市街地整備の促進	⑤ 市街地整備の促進	
		⑥ 公設消防力の向上	
	3 津波に対する減災対策	⑦ 海岸保全施設等の整備	
		⑧ 津波からの一時避難施設や避難路等の整備	
		⑨ 津波避難や津波被害軽減に係る取り組み	
	4 かけ崩れ、液状化対策	⑩ 土砂災害対策の推進	
		⑪ 液状化対策の推進	
	5 道路、橋梁、河川等の安全対策 (緊急輸送路等の確保対策)	⑫ 道路・橋梁・鉄道の安全対策の推進	
		⑬ 河川・排水路等の強化	
	6 ライフラインの被害防止	⑭ ライフライン施設の耐震化	
	7 危険物施設等の安全対策	⑮ 危険物施設等の安全対策の推進	
8 市民及び地域防災力の向上	⑯ 防災に関する普及啓発の推進		
	⑰ 防災学習の推進		
	⑱ 防災に関わる人材の育成		
	⑲ 地域防災力の向上 (自主防災活動の強化)		
	⑳ 防災訓練の実施		
II 応急対策 による減災	9 災害対応能力の向上	㉑ 業務継続体制・災害対策本部機能の強化	
		㉒ 緊急物資等の確保	
		㉓ 広域連携体制・受援体制の充実強化	
		㉔ ボランティア受け入れ体制・支援の充実	
	10 市民への適切な情報発信	㉕ 市民への広報体制の強化	
	11 避難対策の充実	㉖ 避難所運営体制の整備	
		㉗ 安全かつ快適な避難生活に資する環境整備	
		㉘ 中高層建築物における避難者対策の推進	
	12 帰宅困難者の発生抑制と支援	㉙ 帰宅困難者・滞留者対策の推進	
		13 災害時医療・救護・防疫体制等の強化	㉚ 医療救護体制の充実強化
			㉛ 災害時における要配慮者等への支援の充実
	㉜ 遺体の取扱いに関する体制整備		
	14 文教対策	㉝ 防疫体制の整備	
		㉞ 応急教育対策の実施	
	15 災害廃棄物等の処理対策	㉟ 災害廃棄物等の処理体制の整備	
III 復旧・復興 対策による 減災	16 復旧・復興体制の推進	㊱ 復旧・復興体制の整備	
	17 被災者の早期生活再建の支援	㊲ 被災者の生活支援の充実	
	18 経済・産業の速やかな再生の支援	㊳ 速やかな経済の再生	

目標 I 予防対策による減災

1 建築物等の安全確保対策	
施策・事業の概要	住宅をはじめとして、学校や病院、福祉施設、事業所、不特定多数の者が利用する施設など、建築物の耐震性を高めることで地震による被害を大きく軽減することが可能となります。耐震診断・耐震改修の促進・支援とともに、火災対策や屋内収容物等の対策とあわせて、市民・事業者に対する知識の普及・啓発を進めます。
代表的な数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の耐震化率 【現況】89%（平成 27 年度） → 【目標】95%（平成 32 年度） ○ 市有建築物の耐震化率 【現況】97%（平成 29 年度） → 【目標】98%（平成 32 年度）
① 住宅等の耐震化の促進	
住宅の耐震診断、耐震に関する知識の普及・啓発等を行い、住宅の耐震化を進め、地震による住宅の倒壊などによる被害を軽減します。また、多数の者が利用する民間の大規模建築物についても耐震化を推進します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の増改築や修繕、耐震診断、耐震改修、マンションの管理等の相談を実施する（住宅相談事業）。 ＜指標：住宅相談実績＞【現況】建築住宅相談：91 件、増改築相談：25 件、マンション管理無料相談：18 件、マンション管理士等派遣事業：2 件（平成 29 年度）
宅地課	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模盛土造成地マップを作成し公表することにより、大規模盛土造成地の位置等に関する情報の周知を図る（大規模盛土造成地等変動予測調査）。 ＜指標：大規模盛土造成地マップの公表＞【目標】平成 31 年度に公表
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅や分譲マンションの耐震診断に要する費用の一部助成及び、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断に要する費用の一部助成を実施する（耐震診断助成事業）。 ＜指標：住宅の耐震化率＞【現況】89%（平成 27 年度）→【目標】95%（平成 32 年度） ○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造の在来工法一戸建て専用住宅又は併用住宅の耐震診断・改修に要する費用の一部助成を実施する（木造住宅耐震診断及び耐震改修費助成事業）。 ＜指標：住宅の耐震化率＞【現況】89%（平成 27 年度）→【目標】95%（平成 32 年度）

② 公共建築物の耐震化の推進	
災害応急活動の拠点となる庁舎や消防施設、要配慮者などが利用する医療施設や社会福祉施設、教育施設等の耐震化を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急・復旧活動を可能にします。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
財産管理課	○公共建築物保全計画に基づき計画的な維持・保全を進める。
健康政策課	○市立医療センターの建替えに向けた検討を実施する。 ＜指標：市立医療センターの建替え＞【目標】平成 35 年度末の開院
看護専門学校	○看護専門学校体育館の耐震化を促進する。 ＜指標：施設の耐震化＞【目標】平成 32 年度までに耐震化
高齢者福祉課	○公共建築物保全計画に基づき、各福祉会館、中央老人福祉センター、朋松苑、ケアリハビリセンターの耐震化工事を実施する。
資源循環課	○耐震化した新南部清掃工場を建設する。 ＜指標：実施年度＞【目標】平成 32 年度完成
建築指導課	○「市有建築物の耐震化整備プログラム」の基本方針に基づき、耐震改修等の順次整備を実施する。 ＜指標：市有建築物の耐震化率＞ 【現況】97%（平成 29 年度）→【目標】98%（平成 32 年度）
消防局総務課	○消防局・中央消防署合同庁舎の建替え等に向けた検討を進める。
消防局総務課、 消防局警防課	○古和釜町・松が丘地区に新たな消防署の整備、消防訓練場の整備を実施する。 ＜指標：整備年度＞【目標】平成 31 年度開設
医療センター総 務課	○市立医療センター等の建物・設備の改修、建替えに向けた関係部署との調整及び院内での検討を実施する。 ＜指標：市立医療センター建替え＞【目標】平成 35 年度末の開院

③ 建物の防火・不燃化対策の促進	
感震ブレーカーの設置や建物内への消火設備の配備など、建物の防火・不燃化対策を進め、火災発生や延焼拡大を抑制します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○復電時における通電火災対策として、感震ブレーカーの設置を周知する。
障害福祉課	○賃貸で新規に開設するグループホームへのスプリンクラー設置費補助を実施する。 ＜指標：整備費を補助する障害者グループホーム件数＞【現況】3 件（平成 29 年度）→【目標】毎年度 4 件（平成 30 年度以降）

④ 屋内収容物等の耐震対策の促進	
家具や機器等の屋内収容物の転倒防止、天井の落下防止、ガラスの飛散防止など、建物内部の地震対策のほか、ブロック塀の転倒防止・撤去などを進め、地震の揺れによる被害を軽減します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○家具等の屋内収容物の転倒防止対策を周知する。
情報システム課	○庁舎内のサーバーラック設置時に耐震固定を実施する。 ＜指標：耐震固定済みサーバラック数＞【現況】48 箇所（平成 29 年度）

公立保育園管理課	○転倒防止等を目的として、公立保育園内部の家具等を固定する。 <指標：公立保育園内部の家具等の転倒防止>【現況】既存の家具等のうち固定化できるものについては、原則的に対応済み→【目標】新たに家具等を購入等した場合はその都度対応する
建築指導課	○重量があるものでできている塀及び門柱並びにこれらの基礎を撤去するために要する費用の助成を実施する。 <指標：費用助成実施数>【現況】7件（平成29年度）
医療センター総務課	○市立医療センター等の建物・設備の改修、建替えに向けた関係部署との調整及び院内での検討を実施する。〔再掲〕 <指標：市立医療センター建替え>【目標】平成35年度末の開院
教育委員会施設課	○小学校体育館及び中学校体育館・武道室の天井等の落下防止対策工事を実施する。 <指標：改修済学校数>【現況】68棟実施済（平成30年10月末）
教育委員会生涯スポーツ課	○船橋市総合体育館及び武道センターの大規模改修工事に併せて特定天井の改修工事を実施する。
教育委員会公民館	○二和公民館の大規模改修工事に併せて講堂の特定天井の改修工事を実施する。
教育委員会市民文化ホール	○市民文化ホールの大規模改修工事に併せて、特定天井の改修工事を実施する。

2 計画的な土地利用と市街地整備の促進	
施策・事業の概要	<p>老朽化した建物や放置された空家は、地震の揺れによって倒壊すれば、居住者や周辺の人々に被害をもたらす恐れがあります。また、倒壊した建物が道路をふさぐと、救助・救急活動や消火活動のさまたげとなる恐れもあります。</p> <p>密集した市街地では、大規模地震発生時、同時多発的に火災が発生して延焼が拡大すると、既存の消防力では対応が困難になる可能性があります。</p> <p>市では、老朽建物や密集市街地等に対して、市街地再開発や土地区画整理、空家対策、緑地の保全や街路の整備などの実施を通じて、既存市街地の災害時の脆弱性の改善を図ります。</p>
代表的な数値目標	<p>○ 管理不全な空家の解消率</p> <p>【現況】80%（平成 29 年度末） → 【目標】95%（平成 32 年度）</p>

⑤ 市街地整備の促進	
市街地の再開発や区画整理、道路拡幅、公園整備等による面的な市街地の防災力向上のほか、空家対策など、市街地を構成する点的な施設・設備の防災力向上に取り組めます。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
市民安全推進課	<p>○空家管理台帳システムの導入を行い、空家等の適正管理に関する対策を実施する。</p> <p><指標：管理不全な空家の解消率>【現況】80%（平成 29 年度末）→【目標】95%（平成 32 年度）</p>
商工振興課	<p>○市内商店街の実施する環境施設整備事業に対する補助を行い、安全安心に買い物できる環境づくりを支援し、老朽化している施設（街路灯、アーケード等）の補強・更新等の支援を実施する。</p>
宅地課	<p>○宅地開発事業を行おうとする者に対して、宅地開発事業の適正な施行を指導することにより、自然破壊及び災害を未然に防止し、都市施設の整備を図る。</p>
道路建設課	<p>○コミュニティ道路の整備を実施することにより、避難路等の確保に努める。</p> <p><指標：市道の整備>【目標】市道 14-073 号線（山口横丁）の整備完了後（平成 31 年度まで）、市道 14-070 号線（御殿通り）の整備着手</p> <p>○歩道整備、踏切道拡幅整備、バスベイ整備、駅前広場整備を実施することにより、避難路等の確保に努める。</p> <p><指標：歩道等の整備>【目標】JR 西船橋駅北口広場の整備を完了（平成 31 年度まで）</p> <p>○自転車走行空間の整備を行い、自転車走行空間の延長を推進することにより、避難路等の確保に努める。</p> <p><指標：自転車走行空間の整備>【目標】自転車走行空間整備延長約 62km の整備を完了（平成 34 年度まで）</p>
公園緑地課	<p>○身近な公園やレクリエーションの場となる公園の整備を実施することにより、一時的な退避場所の確保に努める。</p> <p><指標：公園等の整備>【現況】公園等の整備 3 箇所、用地買収 1 箇所（平成 30 年度）</p> <p>○市内の緑地の整備や施設の改修を実施することにより、火災等の延焼防止を図り、減災対策に寄与する。</p> <p><指標：緑地等の整備>【現況】緑地等の整備 0 箇所、用地買収 1 箇所（平成 30 年度）</p>

公園緑地課	○市民に安全安心な公園施設の提供、既設公園を防災機能（マンホールトイレ、かまどベンチ等）を備えた公園に整備する。 ＜指標：既設公園の整備＞【現況】既設公園の整備 23 箇所（平成 30 年度）
飯山満土地区 画整理事務所	○船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理事業を実施し、公共施設の整備改善、新たな土地利用（災害に強いまちづくり）の再編成を実施する。 ＜指標：計画実施年度＞【目標】平成 43 年
都市政策課	○木造密集住宅地の改善につながる基本方針を公表する。 ＜指標：実施年度＞【目標】平成 31 年度の公表
都市計画課	○密集市街地における居住環境の整備改善に関する要綱を運用し、住民等が行うまちづくり計画の費用を助成することで、地域の防災力を高めるまちづくりを支援する。

⑥ 公設消防力の向上	
消防署所の建物の更新や耐震補強、消防車両や消火資機材、耐震性貯水槽等の整備を進めます。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
消防局総務課	○消防局・中央消防署合同庁舎の建替え等に向けた検討を進める。〔再掲〕
消防局総務課、 消防局警防課	○古和釜町・松が丘地区に新たな消防署の整備、消防訓練場の整備を実施する。 〔再掲〕 ＜指標：整備年度＞【目標】平成 31 年度開設
消防局警防課	○市内の被害状況を効率的に把握するため、ドローン等の情報収集体制の整備を実施する。 ○消防隊が現場活動で最大限の機能を発揮できるよう、車両、資機材の整備を計画的に実施する。 ○消防水利の整備を実施する。耐震性貯水槽については、延焼危険の高い宿泊可能な避難所及び上水道が未設置の地域に対し、計画的に整備する。 ＜指標：消防水利の整備率＞【現況】98.4%（平成 29 年度）

3 津波に対する減災対策

<p>施策・事業の概要</p>	<p>海岸保全施設等の整備及び維持管理により、津波の浸水を可能な限り減らすとともに、津波到達時間を遅くするよう、対策を推進します。また、津波一時避難施設の指定拡充に努め、避難空間の確保を進めます。</p> <p>津波ハザードマップの周知・啓発や避難訓練等を通じて、一人でも多くの市民が早期避難を実現し、津波から助かる環境を整備します。</p>
<p>代表的な数値目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 準用河川の改修延長 【現況】5,110m（平成 29 年度） → 【目標】5,438m（平成 32 年度） ○ 避難誘導表示 【現況】門型 25 基、補助看板 50 基整備済み（平成 29 年度） → 【目標】補助看板をさらに 50 基整備（平成 31 年度まで）

⑦ 海岸保全施設等の整備

海岸や河川の保全施設整備を推進します。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課、 下水道河川計画課	○海岸保全施設の耐震化を図るため、国や県へ継続的に整備改修を要望する。
河川整備課	○河川の拡幅により河川の氾濫による被害を防除し、治水安全度の向上を図る。 <指標：準用河川の改修延長>【現況】5,110m（平成 29 年度）→【目標】5,438m（平成 32 年度）

⑧ 津波からの一時避難施設や避難路等の整備

津波の浸水想定に合わせて、津波一時避難施設の協定締結の推進や、協定内容の見直し、避難路の整備を促進します。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○津波一時避難施設に係る協定締結や、協定の内容・運用形態の見直しを実施する。 <指標：協定締結数（津波一時避難施設）>【現況】11 件（平成 29 年度）
資源循環課	○新南部清掃工場を津波一時避難施設と位置付け、工場までの避難路の整備を進めている。 <指標：事業実施年度>【目標】平成 32 年度完成

⑨ 津波避難や津波被害軽減に係る取り組み

円滑な津波避難を実施するための避難誘導表示の設置を行うとともに、津波ハザードマップの周知・啓発や避難訓練等を行います。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○津波避難計画に基づいた避難誘導表示の設置を実施する。 <指標：避難誘導表示>【現況】門型 25 基、補助看板 50 基整備済み（平成 29 年度）→【目標】補助看板をさらに 50 基整備（平成 31 年度まで）

危機管理課	○津波が予測されるエリアに対してハザードマップ等を活用し周知する。 ＜指標：実施件数＞【現況】防災講座の利用件数 18 件（平成 29 年度）
	○津波避難対象地域の住民を対象に避難訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回

4 がけ崩れ、液状化対策

施策・事業 の概要	地震の揺れによって、がけ崩れや液状化が発生すると、家屋の倒壊や道路・鉄道等のインフラ、ライフラインの途絶等を引き起こす可能性があります。 こうした被害を軽減するために、急傾斜地やがけ地の対策を進めるとともに、ハザードマップ等による周知・啓発や避難訓練を行います。
--------------	--

⑩ 土砂災害対策の推進

土砂災害の危険がある区域に対する崩壊防止措置を実施したり、ハザードマップ等を通じて危険度や対策の周知・啓発や避難訓練を行い、土砂災害の発生による家屋等の被害を軽減します。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○土砂災害危険箇所についてハザードマップ等を活用し周知する。 ＜指標：実施件数＞【現況】防災講座の利用件数 18 件（平成 29 年度）
	○土砂災害危険箇所の住民を対象に避難訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
宅地課	○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいた、急傾斜地の崩壊防止に必要な措置を実施する。 ＜指標：措置実施数＞【現況】1 箇所（平成 29 年度）
	○がけ地整備事業を行う者に対し、補助金を交付する（がけ地整備事業費補助金）。 ＜指標：補助実施数＞【現況】5 件（平成 29 年度）

⑪ 液状化対策の推進

液状化危険度などに関する周知・啓発を行い、液状化対策を促進します。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○液状化が予測されるエリアに対してハザードマップ等を活用し周知する。 ＜指標：実施件数＞【現況】防災講座の利用件数 18 件（平成 29 年度）

5 道路、橋梁、河川等の安全対策（緊急輸送路等の確保対策）

施策・事業の概要	<p>応急対策活動に必要な物資・要員等の広域的な緊急輸送という重要な役割を担う緊急輸送道路が、災害時に被災して通行できなくなるという事態に陥らないよう、道路・橋梁の整備を進めます。また、緊急輸送道路に限らず、道路・鉄道等のネットワークは、市民や事業者の活動、物流の停滞など、様々な影響をもたらす可能性もあります。橋梁、高架路線など被害を受ける恐れのある構造物について、耐震化や長寿命化に取り組みます。</p>
代表的な数値目標	<p>○ 都市計画道路整備率 【現況】44.7%（平成 29 年度） → 【目標】整備率 45.0%（平成 32 年度）</p>

⑫ 道路・橋梁・鉄道の安全対策の推進

道路、橋梁、鉄道の整備を行い、緊急通行車両等の通行や避難経路等を確保します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
道路建設課	○老朽化した橋梁の架替え・補修・補強を実施する。 ＜指標：整備年度＞【目標】新船橋橋の架替え・補修・補強の完了（平成 35 年度）
	○現在整備中の路線の整備を継続するとともに、都市計画道路の整備を推進する。 ＜指標：都市計画道路整備率＞【現況】整備率 44.7%（平成 29 年度）→【目標】整備率 45.0%（平成 32 年度）
	○市道の排水施設の新設、道路線形の改良及び拡幅整備を実施する。
道路維持課	○橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化修繕を実施する。 ＜指標：橋梁の耐震補強の実施＞【現況】耐震補強が必要な橋梁 17 橋のうち 12 橋が耐震補強完了（平成 29 年度）
道路計画課	○鉄道事業者が行う主要駅や高架橋等の耐震対策事業に対する費用の一部補助を行い、鉄道施設の耐震化を図る。

⑬ 河川・排水路等の強化

河川堤防や雨水の排水路等の整備を進め、津波の浸水、河川遡上などを防止・軽減して、迅速な避難を支援するとともに、被害の拡大を抑制します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
河川整備課	○流域内における洪水・氾濫の被害軽減のための普通河川の計画的な改修整備を実施する。
	○雨水流出量の増大と集中豪雨気象の変化による冠水被害軽減のための排水路等の整備を実施する。

6 ライフラインの被害防止

施策・事業 の概要	<p>電気や上下水道、ガスなどのライフラインの被害は、発災後の医療活動や消火活動のほか、市民生活にも支障をきたし、人的被害を拡大させる恐れがあるほか、経済活動の停滞を招く恐れもあります。</p> <p>このことから、市の管理する施設である下水道を対象に、施設や管路の耐震化等の取組みを推進していきます。</p>
----------------------	---

⑭ ライフライン施設の耐震化

下水道施設の耐震化、長寿命化を推進します。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
下水道河川計画課	<p>○船橋市公共下水道総合地震対策計画に基づいた下水道施設の耐震化を推進する。</p> <p>○下水道施設の老朽化による被害拡大を防ぐため、ストックマネジメント計画（長寿命化計画）に基づいた計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を推進する。</p>

7 危険物施設等の安全対策

施策・事業 の概要	<p>十勝沖地震や東北地方太平洋沖地震など、過去の大規模地震において、石油タンクやガスタンクの火災が発生しました。こうした大規模な施設だけでなく、事業所や病院などにおいても危険物等を扱う施設において、地震に対する安全対策を推進します。</p>
----------------------	---

⑮ 危険物施設等の安全対策の推進

危険物施設等に対して、安全管理体制の強化を促進するとともに、定期的な立入検査を通じて、安全対策が確保されていることを確認します。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
消防局予防課	<p>○危険物施設の潜在的な危険要因の把握、安全管理体制の強化を図るとともに、定期的に危険物施設への立入検査を実施する。</p> <p><指標：立入検査実施数>【現況】182件（平成29年度）</p>

8 市民及び地域防災力の向上	
施策・事業の概要	<p>災害時の被害軽減のためには、市民が日頃から防災に関する知識を習得し、防災訓練等を通じて災害時に取るべき行動を体験した上で、防災意識を高め、実際に防災・減災のための対策を実施することが重要となります。また、特に児童・生徒が自然災害に対する正しい知識を身につけることで、児童・生徒自身の命だけでなく、家族や地域社会を守ることに繋がるとともに、その児童・生徒が大人になっても、地域防災に貢献する人材として活躍することが期待されます。</p> <p>このことから、防災学習や防災フェアなどを通じて、児童・生徒も含む市民に対して分かりやすい啓発を行います。また、地域住民や行政関係者などが参加する総合防災訓練や、消防・避難訓練など多様な訓練の継続的な実施と、自主防災組織の活動促進や消防団の能力向上を通じて、地域の連携強化を図ります。</p>
代表的な数値目標	○防災学習実施済み中学校数 【現況】21校（平成29年度） → 【目標】27校（平成34年度まで）

⑯ 防災に関する普及啓発の推進	
<p>防災に関する知識や災害時の行動について、防災フェアや、防災講座などを通じて、市民に対して分かりやすい啓発を行い、市民の防災知識の習得と防災意識の向上を進めます。</p>	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課、 消防局予防課、 消防局救急課	<p>○防災への意識を高め、災害時の減災につながることを目指して、自治会連合協議会とともに、防災フェアを実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年1回</p>
危機管理課	<p>○起震車及び煙中体験を実施する。 ＜指標：体験者数＞【現況】起震車 17,914人、煙中体験 29,822人（平成29年度）</p> <p>○防災女性モニターを設置し、女性の視点から検討した防災対策についての意見を活用する。 ＜指標：女性の視点による防災対策＞【現況】備蓄品の拡充（平成26年度）、子育て防災手帳作成（平成27年度）、避難所運営マニュアルへの意見聴取（平成28年度）、防災啓発リーフレット作成（平成29年度）</p> <p>○JISピクトグラム（図記号）等を採用した避難施設等の看板の整備を実施する。 ＜指標：JISピクトグラム（図記号）を掲載した看板＞【現況】310基（平成29年度） → 【目標】約1500基（平成33年度まで。電柱看板更新時に掲載）</p>
国際交流課	<p>○災害時外国人支援サポーター養成講座の一環として、総合防災訓練の時期に合わせて、市内小中学校で外国人住民等向けに避難所宿泊の体験訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年1回</p> <p>○外国人住民等と誘導標識等を確認しながら市内の避難所まで歩くタウンウォッチングを通して、外国人住民等の普段の生活ぶりや災害に対する意識を知ってもらい、外国人住民等の目線に立った防災体制の構築に努める。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年1回</p> <p>○災害時の外国人対応を想定した「やさしい日本語」等の多文化防災講座を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年1回</p>

男女共同参画センター	○男女共同参画の視点に立った避難所運営について市民への周知を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
	○男女共同参画の視点に立った防災講座を開催する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
健康政策課	○救急医療シンポジウムを開催し、医療体制に関する情報提供や、心肺蘇生法の講習などを実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
都市計画課	○GIS を利用した「ふなばし生き生きふれあいマップ」を用いて、行政の持つ情報の地図化・市民配信を実施する。
教育委員会公民館	○市民に防災に関する啓発を行うため、防災講座や防災・減災に関する講演会を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況】年 12 回（平成 29 年度 8 公民館で実施）
教育委員会社会教育課、危機管理課	○市民が主催する集会に市の職員等を講師として派遣する「まちづくり出前講座」のメニューにある防災講座を市民に活用してもらい、防災に関する知識の普及を実施する。 ＜指標：実施件数＞【現況】防災講座の利用件数 18 件（平成 29 年度）

⑰ 防災学習の推進	
教職員や児童・生徒などに対して、災害に対する正しい知識を身につける機会を増やし、学校や地域社会の災害対応力の向上を進めます。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○中学生を対象に防災学習を実施する。 ＜指標：防災学習実施済み中学校＞【現況】21 校（平成 29 年度）→【目標】27 校（平成 34 年度まで）

⑱ 防災に関わる人材の育成	
地域防災リーダー養成講座や防災士資格取得等の費用の補助等を通じて、自助・共助の担い手の育成を進める。また、行政職員についても防災士資格の取得促進や防災に関する各種講習の受講、訓練参加を促進する。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○地域防災リーダー養成講座を開催する。 ＜指標：受講町会・自治会・マンション管理組合数＞【現況】189 団体（平成 29 年度）
	○防災士資格取得・災害救援ボランティア講座受講のための費用の補助を実施する。 ＜指標：補助による資格取得者数＞【現況】防災士 17 人 災害救援ボランティアセーフティリーダー 6 人（平成 29 年度まで）
	○市職員による防災士資格取得の促進を図る。 ＜指標：資格取得者数＞【現況】78 人（平成 29 年度）→【目標】100 人（平成 32 年度）
	○防災女性モニターを設置し、女性の視点から検討した防災対策についての意見を活用する。〔再掲〕 ＜指標：女性の視点による防災対策＞【現況】備蓄品の拡充（平成 26 年度）、子育て防災手帳作成（平成 27 年度）、避難所運営マニュアルへの意見聴取（平成 28 年度）、防災啓発リーフレット作成（平成 29 年度）
財産管理課	○課員が防災センター要員講習を受講し、資格取得を実施する。

男女共同参画センター	○男女共同参画の視点に立った避難所運営について市民への周知を実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年1回
	○男女共同参画の視点に立った防災講座を開催する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年1回
保健所保健総務課	○災害医療対策本部従事者となる保健所職員等に対して、災害医療の向上、災害医療対策本部の設置、運営に係る研修等を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【目標】年3回程度
消防局総務課、消防局警防課	○古和釜町・松が丘地区に新たな消防署の整備、消防訓練場の整備を実施する。〔再掲〕 ＜指標：整備年度＞【目標】平成31年度開設

⑱ 地域防災力の向上（自主防災活動の強化）	
町会・自治会・マンション管理組合からなる自主防災組織や、消防団、事業所などに対する啓発・教育、活動への支援を行い、救助や避難のための技能向上・資機材整備を進めます。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○自主防災組織の新規結成及び活動促進を図るため、自主防災組織に対し補助金を交付する。 ＜指標：自主防災組織の結成率（結成世帯数／全世帯数）＞【現況】60.8%（平成29年度末）→【目標】70%（平成32年度）
	○排水栓を活用した初期消火資機材（スタンドパイプ）の貸与を実施する。 ＜指標：スタンドパイプ貸与配備数＞【現況】37基（平成29年度末）→【目標】77基（平成31年度）
	○防災士資格取得・災害救援ボランティア講座受講のための費用の補助を実施する。〔再掲〕 ＜指標：補助による資格取得者数＞【現況】防災士17人 災害救援ボランティアセーフティリーダー6人（平成29年度まで）
市民安全推進課	○市民安全パトロールカーによるパトロール等、市民・事業者・警察等と連携した防犯活動を展開する。
都市計画課	○地区計画等（地域の防災力を高めるまちづくり）の策定を目指す地域まちづくり活動団体に対する専門家の派遣や活動費用の助成を実施する。 ＜指標：専門家の派遣、費用の助成＞【現況】1回派遣、1地区に助成（平成29年度）
	○都市計画（地域の防災力を高めるまちづくり）に関する学習機会の提供や啓発イベントを実施する。また、まちづくり体験教室を実施し、市民参加のまちづくり活動を支援する。 ＜指標：まちづくり体験教室の開催＞【現況】2回（平成29年度）
消防局警防課	○地域に密着した多様な活動を行う消防団への支援を実施する。資機材の保管や活動時の詰所となる消防団器庫の整備・改修を実施する。 ＜指標：消防団器庫の建替え等＞【目標】年に2箇所
消防局予防課	○町会、自治会、事業所等に対する消防訓練の指導を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況】1,081回（平成29年度）
教育委員会公民館	○市民に防災に関する啓発を行うため、防災講座や防災・減災に関する講演会を実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況】年12回（平成29年度8公民館で実施）

⑳ 防災訓練の実施	
<p>防災訓練や避難訓練を実施し、自らの命を守る意識の高揚を図り、地震発生時の的確な安全確保行動や、初期消火能力の向上等の普及を進めます。また、避難訓練を繰り返し実施し、市民等の早期避難意識を高めます。</p>	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	<p>○市内の小中学校を会場とした町会・自治会・マンション管理組合や関係機関が参加する各避難所を中心の総合防災訓練を実施する。 <指標：総合防災訓練参加者数>【現況】8,546人（平成29年度）</p>
	<p>○災害対策本部室の応急対応能力向上のための訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
	<p>○津波避難対象地域の住民を対象に避難訓練を実施する。〔再掲〕 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
	<p>○土砂災害危険箇所の住民を対象に避難訓練を実施する。〔再掲〕 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
危機管理課、障害福祉課	<p>○総合防災訓練の一環として、障害者（要配慮者）が宿泊可能避難所への避難受入、居住を体験する要配慮者防災訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
国際交流課	<p>○災害時外国人支援サポーター養成講座の一環として、総合防災訓練の時期に合わせて、市内小中学校で外国人住民等向けに避難所宿泊の体験訓練を実施する。〔再掲〕 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
財産管理課	<p>○消防訓練、避難訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
出張所	<p>○各出張所の消防計画に基づき、通報・避難誘導・消火訓練等を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
男女共同参画センター	<p>○施設からの避難に関する訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年2回</p>
船橋駅前総合窓口センター	<p>○フェイスビル防災センターの実施する避難訓練に参加する。また、フェイスビル5階でも独自に防災訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】フェイスビル防災センターの避難訓練：年2回、フェイスビル5階の防災訓練：年1回</p>
	<p>○総合防災訓練の一環として、災害医療対策を所管する保健所が、災害医療対策本部運営訓練等、災害医療関連の訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
	<p>○災害医療対策本部の設置、運営に係る訓練（災害医療関係所内訓練）を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年2回</p>
保健所保健総務課	<p>○保健福祉センターの消防訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年2回</p>
	<p>○西部消防保健センターの消防訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年1回</p>
保健所地域保健課	<p>○中央・東部・北部保健センターにおいて、施設管理者が実施する消防訓練に参加する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年2回</p>

動物愛護指導センター	○地震・火災を想定した避難訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
看護専門学校	○医療センターと連携した防災訓練及び消防訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
高齢者福祉課	○災害時における要配慮者の受入について、船橋市老人福祉施設協議会と円滑な連携がとれるよう防災 MCA 無線や災害時等公衆電話などを用いた緊急入所受入の要請等に係る情報伝達訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回以上
児童家庭課	○母子生活支援施設「青い鳥ホーム」にて、避難及び消火に対する訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】月 1 回
資源循環課	○北部清掃工場・西浦資源リサイクル施設にて運営事業者による防災訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 2 回
	○西浦処理場にて運転管理委託業者との共同による防災訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
南部清掃工場	○南部清掃工場にて運転管理業務委託業者等との共同による防災訓練及び津波避難訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
農水産課	○都市農業による防災機能を市民に PR するとともに、災害時の地域防災力を高めることを目的として農地を利用した避難訓練を実施する。
都市政策課、 技術管理課	○建設局において地震災害発生時の初動体制演習を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
医療センター総務課	○医療センター及び災害医療協力病院、危機管理課、看護専門学校と連携した防災訓練（トリアージ訓練等）を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
教育委員会公民館	○各公民館で消防訓練や避難訓練などを実施し、災害時の対応力を強化する。 ＜指標：実施頻度＞【現況】年 48 回（平成 29 年度 26 公民館計）→【目標】年 52 回（平成 30 年度以降各公民館 2 回）
監査委員事務局	○千葉県合同庁舎において、県税事務所と合同で毎年、合同防災訓練を実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回

目標Ⅱ 応急対策による減災

9 災害対応能力の向上	
施策・事業 の概要	<p>地震による被害を最小限にとどめ、災害発生後も迅速かつ確に応急・復旧活動にあたるために、各組織・各課が災害時の活動体制を迅速に確立することが不可欠です。災害対応能力を向上させるため、業務継続計画（BCP）等の策定・更新や、平時の訓練、情報システム等の強化・バックアップ、物資の備蓄を通じて、組織体制の強化を図るとともに、広域連携体制や受援体制の充実・強化を推進します。</p> <p>さらに災害発生後、市内外から被災地に参集するボランティアを円滑に受け入れ、効率的にボランティア活動を行ってもらうよう、平時から、ボランティア受け入れ体制を支援するとともに、ボランティア養成講座を実施します。</p>

② 業務継続体制・災害対策本部機能の強化	
大規模災害時においても業務継続できるよう業務継続計画（BCP）や初動マニュアルの策定・更新を行い、業務継続体制の確保に努めます。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課、 職員課	<p>○BCP に基づいた業務継続体制を確保するため、災害時における優先順位の高い通常業務の実施にあたり、各所属における必要人員や応援職員が携わるべき業務の把握を促す。</p> <p>職員の安否及び参集状況を把握できる体制を構築する。 <指標：災害時の安否確認等のための職員用メール登録率>【現況】約 99%→【目標】100%</p>
危機管理課	<p>○防災アセスメント調査の実施及び地域防災計画等の改定の検討を実施する。</p> <p>○業務継続体制の確保のために、相互応援等の協定締結を促進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを実施する。 <指標：協定締結数>【現況】117 件（平成 29 年度末）</p>
財産管理課	○課員が防災センター要員講習を受講し、資格取得を実施する。〔再掲〕
職員課	<p>○職員動員伝達系統図や、参集体制確認調査票の集計を行い、業務継続体制の確保に努める。</p> <p><指標：実施頻度>【目標】継続して毎年実施</p>
保健所保健総務課	○保健福祉センターに設置する災害医療対策本部と災害対策本部の連携強化を図る。
看護専門学校	<p>○定期的に建物・施設の点検を実施し、業務継続体制の確保に努める。</p> <p><指標：点検実施頻度>【目標】3 年ごとの建物・施設の点検実施</p>
高齢者福祉課	<p>○災害時における要配慮者の受入について、船橋市老人福祉施設協議会と円滑な連携がとれるよう防災 MCA 無線や災害時等公衆電話などを用いた緊急入所受入の要請等に係る情報伝達訓練を実施する。〔再掲〕</p> <p><指標：実施頻度>【現況・目標】年 1 回以上</p>
資源循環課	<p>○災害発生時に円滑な廃棄物処理ができるよう、北部清掃工場・西浦資源リサイクル施設の運営事業者、西浦処理場の運転管理委託業者との連携強化を図る。</p> <p>○災害発生時に円滑な廃棄物処理ができるよう、県や他市などとの連携を図る。</p>

資源循環課	○災害発生時に円滑な廃棄物処理ができるよう、災害廃棄物処理計画を策定する。 ＜指標：策定期＞【目標】平成 31 年度
商工振興課	○危機管理や防災に関する意識を高め、中小企業の BCP 策定の支援や、工業団地の防災対応力強化の取組みを推進する。 ＜指標：対応力強化の取組み＞【現況・目標】年 3 回のセミナー（企業の危機管理意欲向上、リスクヘッジ、BCP 等）の実施
技術管理課	○建設局における地震災害発生時の初動体制マニュアルを定期的に見直しする。 ＜指標：見直し頻度＞【現況・目標】年 1 回
	○システムの被災に備え、設計積算システムのデータバックアップを定期的実施する。 ＜指標：バックアップ頻度＞【現況・目標】毎日
消防局救急課	○防災 MCA 無線を活用して、災害時に災害拠点病院及び災害医療協力病院に対する傷病者の受入れ確認を継続して実施する。
医療センター総務課	○船橋市立医療センター業務継続計画（BCP）について、見直しを行い充実を図る。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
議会事務局庶務課	○船橋市議会災害対策支援会議設置要綱を改正し、実効性を確保する。
	○安否確認システムを導入し、議会内の情報共有を図る。 ＜指標：安否確認システム導入の年次＞【目標】平成 30 年度の実施

② 緊急物資等の確保	
避難所や福祉施設等の食料品や飲料水、医薬品等の備蓄の拡充・更新を実施する。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○宿泊可能避難所及び福祉避難所の食料品・飲料水や生活必需品などの拡充・更新を実施する。
	○災害時の生活用水（一部飲料水）を確保するために防災用井戸の維持管理及び揚水用ポンプ、発電機の更新を実施する。 ＜指標：防災用井戸数＞【現況】28 基（平成 29 年度末）
	○県から貸与された応急給水用仮設給水栓等の資機材の配備を実施する。 ＜指標：資機材の配備数＞16 基（平成 29 年度末）→【目標】64 基（平成 32 年度末）
	○給水車（2 台）や、避難所となる施設に整備した給水栓付き受水槽（108 施設）の維持管理を実施し、応急給水体制を確保する。
	○災害時の食料品・飲料水や生活必需品などを確保するために、物資供給等の協定締結を促進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを実施する。 ＜指標：協定締結数＞【現況】117 件（平成 29 年度末）
	○災害時の生活用水を確保するために、防災用井戸等の協定締結を促進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを実施する。 ＜指標：防災用井戸等の協定締結数＞【現況】1 件（平成 29 年度末）
保健所保健総務課	○災害医療協力病院等で使用する外傷系医薬品の備蓄を実施する。
児童家庭課	○母子・父子福祉センターの災害時用物資の備蓄の更新を実施する。
	○母子生活支援施設「青い鳥ホーム」にて、災害時用物資の備蓄の更新を実施する。

②③ 広域連携体制・受援体制の充実強化	
協定の締結や共同の訓練等を通じた連携の強化、受援体制の強化を図ります。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○業務継続体制の確保のために、中核市等と相互応援等の協定締結を促進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを実施する。〔再掲〕 ＜指標：協定締結数＞【現況】117件（平成29年度末）
保健所保健総務課	○災害時の外部からの保健・医療の応援チームの円滑な受入れ体制を構築する。

②④ ボランティア受け入れ体制・支援の充実	
ボランティアを円滑に受け入れる体制を支援することや、外国人住民等のために活動するボランティアの養成講座を行います。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課、市民協働課、地域福祉課	○船橋市社会福祉協議会が実施する災害ボランティア研修会（災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等）に参加するとともに、災害時のボランティア体制を支援する。
国際交流課	○大地震や大規模災害が発生した際に、要配慮者となりうる外国人住民等のための通訳や災害時の外国人支援サポーターとして活動するボランティア養成講座を船橋市国際交流協会と共催で実施する。 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年1回

10 市民への適切な情報発信	
施策・事業の概要	地震発生時に、確実な情報を入手して迅速に提供することで、市民に早期の避難や二次災害防止の行動を促すことができることから、災害時の情報伝達手段の確保と拡充に努めます。
代表的な数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線子局のデジタル化進捗率 【現況】10.5%（平成 29 年度末） → 【目標】100%（平成 31 年度末） ○ ふなばし情報メール登録者数 【現況】45,255 人（平成 30 年 10 月） → 【目標】82,000 人（平成 32 年度）

⑤ 市民への広報体制の強化	
防災行政無線のデジタル化など、市民等への情報発信体制を強化するとともに、ふなばし情報メール等の周知・啓発を行い、迅速かつ正確に情報提供を行う環境づくりを推進します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○周波数再編アクションプランに基づいた防災行政無線のデジタル化を行うとともに、難聴地域における固定系子局の新設工事を実施し、市民への広報体制を強化する。 ＜指標：防災行政無線子局のデジタル化進捗率＞【現況】10.5%（平成 29 年度末）→【目標】100%（平成 31 年度末） ○船橋市ホームページ、船橋市公式ツイッター、ふなばし防災エリアメール、J:COM チャンネル船橋・習志野（地デジ 11 チャンネル）のデータ放送や、Lアラート（災害情報システム）を活用し、幅広い情報提供を行う。 ○「行政告知の再送信に関する協定」を締結し、ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局が提供する専用端末から防災行政無線の内容を放送し、災害時の情報発信体制を強化する。 ○船橋駅南口駅前歩道橋に設置してあるデジタルサイネージ 6 基（12 面）を活用し、災害時には災害情報の放映を行い広報する。 ○災害情報メール管理事業を通じて、地震や水害などの自然災害等の情報を希望者にメール配信する。 ＜指標：メール登録者数、メール配信数＞【現況】17,361 人（平成 29 年度）、39 件（平成 29 年度）
情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> ○ふなばし情報メール管理事業を通じて、防犯・防災・環境等の情報を希望者にメール配信する。 ＜指標：メール登録者数＞【現況】45,255 人（平成 30 年 10 月）→【目標】82,000 人（平成 32 年度）
市民安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心メール管理事業を通じて、防犯の情報を希望者にメール配信する。 ＜指標：メール登録者数、メール配信数＞【現況】23,434 人（平成 29 年度）、159 件（平成 29 年度）
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○GIS を利用した「ふなばし生き生きふれあいマップ」を用いて、行政の持つ情報の地図化・市民配信を実施する。〔再掲〕

1 1 避難対策の充実	
施策・事業の概要	<p>大規模地震発生時には、建物の被害や断水・停電、余震への不安などにより、自宅での生活を続けることができなくなり、多くの市民が避難所等へ避難を行う事態が想定されます。</p> <p>迅速に避難所を開設し、様々な属性の人が集まる避難所を円滑に運営することができるよう、避難所運営マニュアル等の作成やマンホールトイレの整備など、避難対策の充実を図ります。</p>

②6 避難所運営体制の整備	
避難所運営マニュアルや学校の危機管理マニュアル等の作成や、避難所開設訓練の実施により、避難所運営体制の整備を行います。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○避難所運営マニュアルを作成し、各施設及び町会・自治会・マンション管理組合などに配付して、避難所運営体制の強化を図る。
教育委員会保健体育課、 児童・生徒防犯安全対策室	○「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」（震災時対応マニュアル）の内容の充実、見直しを図る。 ○関係機関と連携・協力し、避難所開設訓練を実施する。 <指標：実施頻度>【現況・目標】年 1 回

②7 安全かつ快適な避難生活に資する環境整備	
避難生活を安全かつ快適にするために、マンホールトイレの整備や防災用井戸の維持管理等を行います。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○避難所等へのマンホールトイレの整備を計画的に推進する。 <指標：マンホールトイレ整備施設数（小・中学校）>【現況】6 施設（平成 29 年度末）→【目標】20 施設（平成 39 年度）
	○災害時の生活用水（一部飲料水）を確保するために防災用井戸の維持管理及び揚水用ポンプ、発電機の更新を実施する。〔再掲〕 <指標：防災用井戸数>【現況】28 基（平成 29 年度末）
	○県から貸与された応急給水用仮設給水栓等の資機材の配備を実施する。〔再掲〕 <指標：資機材の配備数> 16 基（平成 29 年度末）→【目標】64 基（平成 32 年度末）
	○給水車（2 台）や、避難所となる施設に整備した給水栓付き受水槽（108 施設）の維持管理を実施し、応急給水体制を確保する。〔再掲〕
	○宿泊可能避難所及び福祉避難所の食料品・飲料水や生活必需品などの拡充・更新を実施する。〔再掲〕
	○災害時の食料品・飲料水や生活必需品などを確保するために、物資供給等の協定締結を促進するとともに、協定の内容・運用形態の見直しを実施する。〔再掲〕 <指標：協定締結数>【現況】117 件（平成 29 年度末）
危機管理課、 農水産課	○防災協力農地の登録制度により、災害時における一時避難場所や仮設住宅等に利用することのできる農地を確保するとともに、防災協力農地に避難する訓練を実施するなど、周知に努める。 <指標：防災協力農地数>【現況】342 筆 34.10ha（平成 30 年 4 月）

市民安全推進課	○市民安全パトロールカーによるパトロール等、市民・事業者・警察等と連携した防犯活動を展開する。〔再掲〕 ＜指標：走行距離数＞【現況】45,934km（平成 29 年度末）
教育委員会施設課	○小学校、中学校及び特別支援学校体育館・武道室の天井等の落下防止対策工事を実施する。〔再掲〕 ＜指標：改修済学校数＞【現況】68 棟実施済（平成 30 年 10 月末）
教育委員会生涯スポーツ課	○船橋市総合体育館及び武道センターの大規模改修工事に併せて特定天井の改修工事を実施する。〔再掲〕
教育委員会公民館	○二和公民館の大規模改修工事に併せて講堂の特定天井の改修工事を実施する。〔再掲〕
教育委員会市民文化ホール	○市民文化ホールの大規模改修工事に併せて、特定天井の改修工事を実施する。〔再掲〕

⑳ 中高層建築物における避難者対策の推進	
マンションなどの中高層建築物において、停電等によるエレベーターの停止などの生活支障に備え、備蓄の充実等を図ります。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○宅地開発時に防災備蓄倉庫設置の協議を行い、マンションの防災備蓄倉庫整備を推進する。

12 帰宅困難者の発生抑制と支援	
施策・事業 の概要	<p>地震発生によって道路や鉄道が途絶した場合、特に日中の被災であれば多くの市外に移動した市民や市外からの訪問者が帰宅困難者となり、市内外にとどまったり、徒歩等による帰宅を開始する恐れがあります。</p> <p>帰宅困難者の発生を抑制し、帰宅困難者の行動を支援するために、交通機関等と協力した対策を推進するとともに、市民や事業者に対して、一斉帰宅抑制と職場における備蓄の促進や周知を図ります。</p>
㊸ 帰宅困難者・滞留者対策の推進	
<p>一斉帰宅の抑制や、学校・職場等における備蓄の促進、帰宅困難者支援施設の拡充など、帰宅困難者対策を推進し、余震による混乱や集団転倒などによる被害を軽減します。</p>	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	<p>○船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会の関係行政機関や民間事業者と連携し、マニュアル作成や訓練実施など、帰宅困難者・滞留者対策を推進するとともに、市民に対する周知活動を実施する。</p> <p><指標：帰宅困難者支援施設>【現況】11 施設（平成 30 年 4 月）</p> <p>○船橋駅・西船橋駅周辺の民間施設に対して、帰宅困難者支援施設に関する協定の締結を促進する。</p> <p><指標：帰宅困難者支援施設数（民間施設）>【現況】9 施設（平成 30 年 4 月）</p>
看護専門学校	<p>○学生の帰宅困難者用に水・食糧の備蓄を実施する。</p> <p><指標：帰宅困難者用の備蓄>【現況・目標】100%</p>

13 災害時医療・救護・防疫体制等の強化

<p>施策・事業 の概要</p>	<p>大規模な地震によって建物被害や火災が発生すると、救助・救急活動や消火活動を迅速に行うことが求められます。また、多くの負傷者が発生した場合、短期間に医療の需要が増大する上、病院施設や医療関係者の被災や、ライフライン・交通の途絶、燃料や水、搬送車両の不足などにより、被災地内の医療機関だけでは十分な医療を提供できない事態も起こりかねません。</p> <p>このことから、災害時医療・救護・防疫体制を強化するため、関係機関と連携し、救護活動等に係る人材・資機材の充実に努めるとともに、避難行動要支援者や要配慮者などに対する災害時の支援体制を整備します。</p>
----------------------	--

⑩ 医療救護体制の充実強化	
医療に関する訓練・講習等の実施、医薬品備蓄・AED の設置の強化などにより医療救護体制の充実強化を図り、医療関係機関の災害対応力の向上を推進します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
保健所保健総務課	○災害医療協力病院等で使用する外傷系医薬品の備蓄を実施する。〔再掲〕
健康政策課	○公共施設に設置する AED を一元化する。
	○市内の私立の認可保育所・幼稚園・認定こども園に AED を設置する。 ＜指標：設置箇所数＞【現況】124 箇所（平成 30 年 10 月）
	○市内の 24 時間営業のコンビニエンスストアに AED を設置する。 ＜指標：設置箇所数＞【現況】215 箇所（平成 30 年 10 月）→【目標】新設店舗に順次整備する
	○救急医療シンポジウムを開催し、医療体制に関する情報提供や、心肺蘇生法の講習などを実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
看護専門学校	○医療センターと連携した訓練及び消防訓練を実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
消防局救急課	○傷病者の救命効果の向上のため、特別救急隊（ドクターカー）に医師が同乗する取組みを弾力的に運用し実施する。
医療センター総務課	○医療センター等の建物・設備の改修、医療機器の新規購入・更新、病院情報システムの更新、建替えに向けた関係部署との調整及び院内での検討を実施する。〔再掲〕 ＜指標：医療センター建替え＞【目標】平成 35 年度末の開院
	○医療センター及び災害医療協力病院、危機管理課、看護専門学校と連携した防災訓練（トリアージ訓練等）を実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回

③① 災害時における要配慮者等への支援の充実	
災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な避難行動要支援者や、避難生活等において特に配慮を要する要配慮者に対する支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○防災訓練の中で要配慮者安否確認を実施し、地域ぐるみの避難支援体制づくりを推進する。 ＜指標：要配慮者安否確認訓練参加者数＞【現況】支援者 1,282 人 要配慮者 6,137 人（平成 29 年度）
	○要配慮者の緊急入所のため、老人福祉施設や、障害者施設などと、要配慮者受入れに関する協定の締結を促進する。 ＜指標：協定締結施設数＞【現況】39 施設（平成 29 年度）
危機管理課、 障害福祉課	○総合防災訓練の一環として、障害者（要配慮者）が宿泊可能避難所への避難受入、居住を体験する要配慮者防災訓練を実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
国際交流課	○外国人住民等と誘導標識等を確認しながら市内の避難所まで歩くタウンウォッチングを通して、外国人住民等の普段の生活ぶりや災害に対する意識を知ってもらい、外国人住民等の目線に立った防災体制の構築に努める。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
	○災害時外国人支援サポーター養成講座の一環として、総合防災訓練の時期に合わせて、市内小・中学校で外国人住民等向けに避難所宿泊の体験訓練を実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
	○災害時の外国人対応を想定した「やさしい日本語」等の多文化防災講座を実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
	○大地震や大規模災害が発生した際に、要配慮者となりうる外国人住民等のための通訳や災害時の外国人支援サポーターとして活動するボランティア養成講座を船橋市国際交流協会と共催で実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
高齢者福祉課	○災害時における要配慮者の受入について、船橋市老人福祉施設協議会と円滑な連携がとれるよう防災 MCA 無線や災害時等公衆電話などを用いた緊急入所受入の要請等に係る情報伝達訓練を実施する。〔再掲〕 ＜指標：実施頻度＞【現況・目標】年 1 回
地域福祉課	○避難行動要支援者及び安心登録カード登録者見守り活動支援事業の費用の補助を実施する。
	○避難行動要支援者へ地域との情報共有同意書の送付や地域ぐるみの避難支援体制づくりの推進を実施する。 ＜指標：名簿登録者数＞【現況】25,708 人（平成 30 年 6 月）
	○安心登録カード事業の費用補助を実施する。 ＜指標：安心登録カード登録者数＞【現況】19,535 人（平成 30 年 5 月）
指導監査課	○障害福祉施設、介護保険施設に対する実地指導等において、非常災害対策計画等の作成・周知について、指導を実施する。

③② 遺体の取扱いに関する体制整備	
大規模地震によって多くの死者が発生した場合に備えて、遺体安置所の開設や遺族に対する対応、火葬体制の整備を推進します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
看護専門学校	○大規模災害時に遺体安置所の開設に向けた調整・協力を実施する。
環境政策課	○大規模災害時に遺体安置所の開設に向けて、警察および看護専門学校、船橋市運動公園、総合体育館と調整・協力を実施する。

③③ 防疫体制の整備	
大規模地震発生時における感染症等の予防・拡大防止対策を推進します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
環境保全課	○災害時における感染症の予防をするため、消毒業者との連携を適切に行う。
保健所保健総務課	○避難所を中心とした地区保健活動において、感染症等の予防・拡大防止を図る。

14 文教対策	
施策・事業の概要	被災により家族を失った児童・生徒や、学校施設の被災や避難所としての利用により授業の再開が遅れている児童・生徒にとっては、心身の負担は非常に大きなものとなります。 このため、災害発生時の児童・生徒等の心身の安全確保を図るための応急措置や、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施などの文教対策を推進します。

③④ 応急教育対策の実施	
学校の安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しや救護訓練等を行い、児童・生徒の安全確保と迅速な学校の再開に向けた取組みを推進します。	
所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
教育委員会保健体育課、児童・生徒防犯安全対策室	○「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」（震災時対応マニュアル）の内容の充実、見直しを図る。〔再掲〕 ○各種安全教室における各関係機関との連携・協力体制の整備を行い、心肺蘇生法の実習や AED を用いた訓練を実施する。

15 災害廃棄物等の処理対策

施策・事業 の概要	地震による建物倒壊や焼失によって生じる建物のがれきや、津波によって流された車両や船舶など、地震後には大量の災害廃棄物が発生することが想定されます。 こうした事態に対応するため、廃棄物処理施設の耐震化や、災害廃棄物等処理計画の策定など、災害廃棄物等の処理体制の整備を進めます。
--------------	--

③5 災害廃棄物等の処理体制の整備

廃棄物処理施設の耐震化など、廃棄物処理体制の整備に努めるとともに、災害廃棄物処理計画を策定してその実効性の確保に努めます。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
資源循環課	○耐震化した新南部清掃工場を建設する。〔再掲〕 <指標：事業実施年度>【目標】平成 32 年度完成
	○環境省関東地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画作成モデル事業に参加し、計画策定にかかる課題を抽出する。
	○災害発生時に円滑な廃棄物処理ができるよう、災害廃棄物処理計画を策定する。 〔再掲〕 <指標：策定期間>【目標】平成 31 年度

目標Ⅲ 復旧・復興対策による減災

16 復旧・復興体制の推進

施策・事業 の概要	<p>地震発生後、復旧・復興に向けた地域の将来像を共有し、市民、事業者、行政が一体となって復興を推進する必要があります。</p> <p>復興整備事業を迅速に進めていくために、各種施設の早期復旧に向けた体制整備、復旧用資機材の確保や関係事業者との連携の強化など、事前に被災後の復興の方向性を検討し、計画的な復興の推進に取り組みます。</p>
--------------	---

③6 復旧・復興体制の整備

復旧・復興に迅速に取り掛かるために、復旧・復興に係る人材や土地、物資、資機材などの確保について検討を実施する。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
危機管理課	○復興の考え方、方法に関する調査、研究を行い、災害発生の初期段階から各所属・関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める。
危機管理課、 農水産課	○防災協力農地の登録制度により、災害時における一時避難場所や仮設住宅等に利用することのできる農地を確保するとともに、防災協力農地に避難する訓練を実施するなど、周知に努める。〔再掲〕 ＜指標：防災協力農地数＞【現況】342筆 34.10ha（平成30年4月）

17 被災者の早期生活再建の支援

施策・事業 の概要	地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、生活復興に関することなど、市民から多種多様な相談・要望等が寄せられることが想定されます。市民からの相談等に適切に対応するため、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進めます。
--------------	--

⑰ 被災者の生活支援の充実

生活再建に係る市民からの相談や、減免・助成など市民生活の財政的な支援を円滑に実施します。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
市民税課	○被災者に対して、申請により税額の免除（減額）を実施する。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○被災者に対して、申請により納期限の延長を実施する。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
資産税課	○災害等により著しく価値を減じた固定資産について、申請により、税額を免除（減額）及び納期限の延長を実施する（法定事務）。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○申告に基づく被災者代替家屋、償却資産の特例措置及び被災住宅用地のみなし適用措置を実施する。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
国民健康保険課	○納付義務者が災害を受け保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合は徴収猶予できる（第27条）。災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対し、保険料を減免する（第28条）。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○千葉県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱および千葉県後期高齢者医療広域連合一部負担金減額、免除及び徴収猶予取扱要綱の規定により、震災、風水害、火災、干ばつ、冷害等の際は保険料の減免および一部負担金の減額、免除等や徴収猶予する。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○船橋市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免事務取扱要領により、震災、風水害、火災、干ばつ、冷害等の際は一部負担金の徴収猶予又は減免する。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○復旧資金への利用等、災害後に、状況に応じて、可能なものについては、差押等について、解除等を実施する。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
介護保険課	○納付義務者が災害により保険料を一時的に納付できないと認める場合は徴収猶予できる。災害の程度が甚大で保険料の徴収が適当でないと認められるときは、納付義務者の申請により減免することができる。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○要介護等被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が震災等の災害により住宅、家財等について著しい損害を受けた場合は、申請により利用者負担を減額する。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
地域福祉課	○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害により死亡した場合、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。 ＜指標＞：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する

地域福祉課	○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害により重度の障害を受けた場合、当該市民に対し、災害障害見舞金を支給する。 ＜指標：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○災害救助法による救助の行われる災害及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた場合、世帯主に対し災害援護資金を貸し付ける。 ＜指標：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○被災者生活再建支援法（国の制度）に基づき、対象世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給する。 ＜指標：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○被災者生活再建支援法（国の制度）の支援が受けられない世帯に、船橋市被災者生活再建支援金を交付する。 ＜指標：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○被災者が住宅等災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合において、市が利子の一部を補給する。 ＜指標：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○被災世帯に対し災害見舞金若しくは特別災害見舞金又は災害弔慰金を支給する。 ＜指標：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
宅地課	○被災宅地危険度判定士を確保し、被災宅地危険度判定が迅速に行えるようにする。 ＜指標：被災宅地危険度判定士数＞【現況】80人（平成29年度）

18 経済・産業の速やかな再生の支援

施策・事業の概要	大規模地震発生による被害は、事業者による事業継続に直接的・間接的な影響をもたらします。市でも事業者の事業再興を迅速に支援する体制づくりを進めるとともに、事業者に対しても事業継続計画（BCP）の策定や防災対応力強化の取組みの促進を図ります。
----------	---

㊸ 速やかな経済の再生

災害後の事業者の事業の再興、雇用の確保を支援する体制づくりを推進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定促進を図ります。

所管課	施策・事業の内容（目標及び現況があるものについては記載）
商工振興課	○危機管理や防災に関する意識を高め、中小企業のBCP策定の支援や、工業団地の防災対応力強化の取組みを推進する。〔再掲〕 ＜指標：対応力強化の取組み＞【現況・目標】年3回のセミナー（企業の危機管理意欲向上、リスクヘッジ、BCP等）の実施
	○中小企業向けに融資を円滑かつ迅速に実施。特に災害復旧資金等の緊急性のある資金を中心に融資を行い、直接・間接的に被害を受けた中小企業のインフラの復旧を図る。 ＜指標：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する
	○直接・間接的に被害を受けた企業が県や市の制度融資を受けるための認定書の審査や発行事務等を実施する。 ＜指標：災害復旧・復興期の対応＞【目標】緊急時に適切に対応する

6. 減災対策の効果の検討

本章では、今後 10 年間で減災対策を実施することにより、想定される被害がどの程度低減されるかについて、千葉県北西部直下地震を対象として試算しました。

表 減災対策の実施による対策効果

想定項目	現状	目標達成後
全壊・焼失棟数 (冬 18 時、風速 8m/s)	17,310 棟 (内訳) 揺れ：11,400 棟 火災：5,860 棟 液状化：50 棟	7,360 棟 (内訳) 揺れ：4,250 棟 火災：3,090 棟 液状化：20 棟
死者数 (冬 18 時、風速 8m/s)	790 人 (内訳) 建物倒壊：550 人 火災：240 人	310 人 (内訳) 建物倒壊：190 人 火災：120 人
自力脱出困難者数 (冬 5 時)	4,910 人	2,000 人
避難者数 (冬 18 時、風速 8m/s)	91,770 人 (1 日後) 175,910 人 (3 日後) 157,340 人 (1 週間後) 187,600 人 (2 週間後) 130,860 人 (1 ヶ月後)	42,320 人 (1 日後) 126,450 人 (3 日後) 107,890 人 (1 週間後) 138,150 人 (2 週間後) 81,400 人 (1 ヶ月後)
災害廃棄物発生量 (冬 18 時、風速 8m/s)	約 3,130,000 トン	約 1,470,000 トン
直接経済被害額 (冬 18 時、風速 8m/s)	22,340 億円	12,930 億円

(1) 建物被害（全壊・焼失棟数）の低減

17,310 棟 ⇒ 7,360 棟（減災率 57%、9,950 棟減）

【減災のための主な施策内容と効果】

■ 揺れによる建物被害の低減

・住宅等の耐震化率を 95%に向上

⇒ 全壊棟数（揺れによる倒壊）：11,400 棟⇒4,250 棟（減災率 63%、7,150 棟減）

⇒ 全壊棟数（液状化による倒壊）：50 棟⇒20 棟（減災率 60%、30 棟減）

■ 火災による建物被害の低減

・建物の耐震化に伴う出火・延焼の低減

・消防・防災訓練参加率向上による初期消火率の向上

・スタンドパイプの貸与の実施

・感震ブレーカーの設置促進

⇒ 焼失棟数：5,860 棟⇒3,090 棟（減災率 47%、2,770 棟減）

(2) 死者数の低減

790 人 ⇒ 310 人（減災率 61%、480 人減）

【減災のための主な施策内容と効果】

■ 揺れによる死者の低減

・倒壊建物数の低減

・家具の転倒防止対策や各種落下物対策の推進による死者の低減

⇒ 揺れによる死者数：550 人⇒190 人（減災率 65%、360 人減）

■ 火災による死者の低減

・建物の耐震化に伴う出火・延焼の低減

・消防・防災訓練参加率向上による初期消火率向上

・スタンドパイプの貸与の実施

・感震ブレーカーの設置促進

⇒ 火災による死者数：240 人⇒120 人（減災率 50%、120 人減）

(3) 避難者数の低減

187,600 人 ⇒ 138,150 人（減災率 26%、49,450 人減）

【減災のための主な施策内容と効果】

- 建物の耐震化等による揺れや火災の建物被害の低減

⇒ 避難者数（最大：2週間後）：187,600人⇒138,150人
（減災率26%、49,450人減）

（4）自力脱出困難者数の低減

4,910人 ⇒2,000人（減災率59%、2,910人減）

【減災のための主な施策内容と効果】

- 建物被害の低減による自力脱出困難者の発生の低減

・住宅等の耐震化率の向上による倒壊建物数の低減

⇒ 自力脱出困難者数：4,910人⇒2,000人（減災率59%、2,910人減）

（5）災害廃棄物発生量の低減

約3,130,000トン ⇒約1,470,000トン（減災率53%、
約1,660,000トン減）

【減災のための主な施策内容と効果】

- 住宅等の耐震化率向上による災害廃棄物発生量の低減

・住宅等の耐震化率の向上による倒壊建物数の低減

- 火災被害の低減による災害廃棄物発生量の低減

・建物の耐震化に伴う出火・延焼の低減

・消防・防災訓練参加率向上による初期消火率向上

・スタンドパイプの貸与の実施

・感震ブレーカーの設置促進による電気火災の低減

⇒ 災害廃棄物発生量：約3,130,000トン⇒約1,470,000トン

（減災率53%、約1,660,000トン減）

（6）直接経済被害額の低減

22,340億円 ⇒12,930億円（減災率42%、9,410億円減）

【減災のための主な施策内容と効果】

- 耐震化・火災対策による建物被害の低減

⇒ 直接経済被害額：22,340億円⇒12,930億円（減災率42%、9,410億円減）